

評議員選出規程

令和3年4月16日
法人学会理事会制定

(総則)

第1条 この規程は、定款第12条第2項に基づき、評議員を選出する手続に関する事項を定める。

(評議員の定数)

第2条 評議員の定数は、50名を上限とする。

2 専門会員Bによる評議員数は、評議員上限数の20%以内とする。

(評議員の任期)

第3条 本規程で定める評議員の任期については、令和7年度に開催される定時社員総会の終結に合わせて辞任することを推奨するものとする。

(評議員候補者の資格)

第4条 専門会員の中から評議員が選出される年の4月1日時点で、満66歳未満の者が評議員候補者資格を有するものとする。

(評議員候補資格を有する者への告示)

第5条 評議員を選出する理事会を開催する場合は、当該理事会開催の3ヶ月前までに、前条の資格を有する専門会員に対し、適当な方法を用いてその旨を通知(告示)しなければならない。

(評議員候補者の推薦)

第6条 2名以上の評議員による連名で第4条の資格を有する評議員候補者を理事会に推薦することができる。

2 前項の推薦にあたって推薦者である評議員は、前項の理事会開催1ヶ月前を期限として、理事会が定める必要書類を提出しなければならない。

(評議員の選出)

第7条 評議員は理事会で選出する。

2 定数の上限を超える選出に至る場合は、理事会出席者の過半数をもって決し評議員の上限数を超えないようにしなければならない。尚、可否同数の時は、理事長の決するところとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は理事会の承認を得なければならない。

附則

- 1 本規程は、この法人の設立登記日より施行する。
- 2 令和3年3月に運営幹事として選出され評議員になった者については、満66歳未満の評議員年齢制限は適応しないこととする。